

2020年6月4日

株 主 各 位

東京都港区新橋六丁目16番12号

住石ホールディングス株式会社

代表取締役社長 **長 崎 駒 樹**

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、日本政府による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至りました。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2020年6月26日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区新橋六丁目16番12号 京阪神御成門ビル
当社本社 3階

なお、本年は、緊急事態宣言ならびに東京都の緊急事態措置が発令されましたことに鑑み、会場の安定的な利用等を重視し、当社本社での開催としております。

開催場所が例年と異なっておりますので、最終頁の「株主総会会場ご案内略図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第12期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第2号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

すべての議案が普通決議です。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

〈株主様へのお願い〉

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.sumiseki.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。
  - ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
  - ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
  - ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応をさせていただきます。
  - ・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び定款第24条の規定に基づき、提供すべき書面のうち、次に掲げる事項を上記当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
- ・連結計算書類の連結注記表
  - ・計算書類の個別注記表
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、雇用・所得環境の改善等が見られたものの、年明け以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、景気が急激に失速し、雇用や投資に大きな影響が出始めております。

先行きにつきましても、感染症の影響により、極めて厳しい状況が続くと見込まれており、感染症が内外経済をさらに下振れさせるリスクに十分注意する必要があります。

このような事業環境のもとで、当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）は、主力である石炭事業部門の販売体制強化を実施する等、既存顧客へのサービス向上と新規顧客の獲得に積極的に取り組みました。

当連結会計年度の経営成績につきましては、主力事業部門の石炭取引について、石炭輸入先からの情報収集や販売先との関係強化に注力するとともに、新規販売先へのトライアル等を実施しておりますが、石炭市況の下落が継続する中で、販売タイミングの不調等により、売上高は153億9千万円（前期比22.0%減）となり、営業利益は2千1百万円（同86.7%減）となりました。また経常利益は、豪州ワンボ社からの受取配当金が前連結会計年度に比べ減少したこと等もあり、12億6千2百万円（同40.7%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10億2千1百万円（同60.6%減）となりました。

事業部門別の状況は次のとおりです。

| 部 門 別     | 前連結会計年度<br>( 第 11 期 ) |           |           | 当連結会計年度<br>( 第 12 期 ) |           |            |
|-----------|-----------------------|-----------|-----------|-----------------------|-----------|------------|
|           | 売 上 高                 | 構 成 比     | 前 期 比     | 売 上 高                 | 構 成 比     | 前 期 比      |
| 石 炭 事 業   | 18,767<br>百万円         | 95.1<br>% | 39.9<br>% | 14,378<br>百万円         | 93.4<br>% | △23.4<br>% |
| 新 素 材 事 業 | 304                   | 1.5       | △1.6      | 274                   | 1.8       | △9.8       |
| 採 石 事 業   | 662                   | 3.4       | △2.6      | 737                   | 4.8       | 11.3       |
| 合 計       | 19,733                | 100.0     | 37.0      | 15,390                | 100.0     | △22.0      |

石炭事業部門では、販売数量が減少したこと及び石炭価格が下落したこと等により、当連結会計年度における売上高は143億7千8百万円（前期比23.4%減）となりました。

新素材事業部門では、スマートフォン関連市場での販売は堅調に推移しましたが、自動車関連市場では生産調整が続いていること等から、売上高は2億7千4百万円（前期比9.8%減）となりました。

採石事業部門では、西日本側で新規顧客の確保及び売価アップが業績向上に寄与し、東北方面ではプロジェクト工事（原子力関連）向けの販売が順調に推移したことにより、売上高は7億3千7百万円（前期比11.3%増）となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において当社グループの設備投資の総額は1億7百万円であります。

その主なものは、採石事業の生産設備の投資（1億4百万円）であります。

## ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 2016年度<br>(第9期) | 2017年度<br>(第10期) | 2018年度<br>(第11期) | 当連結会計年度<br>(第12期) |
|--------------------------|-----------------|------------------|------------------|-------------------|
| 売上高(百万円)                 | 12,548          | 14,402           | 19,733           | 15,390            |
| 経常利益(百万円)                | 507             | 2,626            | 2,129            | 1,262             |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益(百万円) | 323             | 2,147            | 2,594            | 1,021             |
| 1株当たり当期純利益(円)            | 5.42            | 38.08            | 47.23            | 18.94             |
| 総資産(百万円)                 | 16,359          | 18,623           | 16,841           | 16,622            |
| 純資産(百万円)                 | 10,917          | 12,862           | 14,497           | 14,996            |
| 1株当たり純資産額(円)             | 146.87          | 183.93           | 218.60           | 233.56            |

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金 | 当社の<br>議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容 |
|-----------------|-------|--------------|---------------|
|                 | 百万円   | %            |               |
| 住石貿易株式会社        | 100   | 100.0        | 石炭事業          |
| 住石マテリアルズ株式会社    | 100   | 100.0        | 資産等の管理        |
| ダイヤモンドマテリアル株式会社 | 90    | 100.0        | 新素材事業         |
| 住石山陽採石株式会社      | 90    | 100.0        | 採石事業          |
| 泉山興業株式会社        | 90    | 100.0        | 採石事業          |

(注) 1. 当連結会計年度において、重要な子会社の状況に変動はありません。

2. 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

|                                 |                  |
|---------------------------------|------------------|
| 特定完全子会社の名称                      | 住石マテリアルズ株式会社     |
| 特定完全子会社の住所                      | 東京都港区新橋六丁目16番12号 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 2,782百万円         |
| 当社の総資産額                         | 8,746百万円         |

#### (4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、未だに新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、収束の時期や感染拡大による影響が全く見通せないため、先行きは非常に不透明感の強い状況にあります。

このような状況下、当社グループの次期の連結業績見通しにつきましては、石炭市場については、原油、LNGの値崩れから、石炭価格もさらに下落する事が予想され、新規顧客の開拓は厳しい状況が続くと思われませんが、当社グループの各事業について、収益力向上に向けた取り組みは次のとおりです。

石炭事業部門については、顧客企業宛の石炭輸送の中継地の能力アップを図っていく他、豪州のワンボ炭鉱を始めとする仕入先との連携を強化し、顧客ニーズに対応できる販売体制を構築します。

新素材事業部門については、IT関連の製造工程に不可欠な高級研磨材の今後の需要拡大に対応するため、人工ダイヤモンドの製造ラインの強化と効率化を進めます。

採石事業部門については、今後のプロジェクト工事を含む公共事業からの需要に応ずるべく、生産現場の効率化を推進します。

#### (5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

- 石炭事業 : 石炭の仕入及び販売
- 新素材事業 : 工業用人工ダイヤモンドの製造、仕入及び販売
- 採石事業 : 砕石の採取、加工及び販売

(6) 主要な営業所及び事業所 (2020年3月31日現在)

- ① 当社  
本店 東京都港区
- ② 子会社  
住石貿易株式会社 東京都港区  
本店  
住石マテリアルズ株式会社 東京都港区  
本店  
ダイヤモンドマテリアル株式会社 北海道赤平市  
本店  
住石山陽採石株式会社 兵庫県神崎郡神河町  
本店  
泉山興業株式会社 青森県上北郡六ヶ所村  
本店

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

| 事業部門等の名称 | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|--------|-------------|
| 石炭事業     | 11(1)名 | 1名増(-)      |
| 新素材事業    | 10(5)名 | - (-)       |
| 採石事業     | 25(-)名 | 1名増(-)      |
| 全社(共通)   | 12(-)名 | - (-)       |
| 合計       | 58(6)名 | 2名増(-)      |

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パート社員は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人数は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 12(-)名 | -(-)      | 47.3歳 | 17.1年  |

- (注) 使用人数は就業員数であり、パート社員は( )内に年間の平均人数を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。



## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

|            |              |
|------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 143,172,000株 |
| (内訳) 普通株式  | 136,032,000株 |
| 第二種優先株式    | 7,140,000株   |
| ② 発行済株式の総数 | 66,032,853株  |
| (内訳) 普通株式  | 58,892,853株  |
| 第二種優先株式    | 7,140,000株   |
| ③ 株主数      |              |
| 普通株式       | 16,519名      |
| 第二種優先株式    | 1名           |

### ④ 大株主の状況 (上位10名)

#### イ. 普通株式

| 株主名                                        | 持株数   | 持株比率  |
|--------------------------------------------|-------|-------|
|                                            | 千株    | %     |
| 株式会社麻生                                     | 6,153 | 11.64 |
| 日本マスタートラスト<br>信託銀行株式会社(信託口)                | 2,910 | 5.51  |
| 株式会社三井住友銀行                                 | 1,323 | 2.50  |
| BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC         | 1,252 | 2.37  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)                  | 1,147 | 2.17  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)                 | 1,133 | 2.14  |
| STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505025 | 996   | 1.88  |
| 三井住友カード株式会社                                | 855   | 1.62  |
| 株式会社日本総合研究所                                | 835   | 1.58  |
| 株式会社セディナ                                   | 823   | 1.56  |

(注) 1. 当社は、自己株式を6,033千株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

#### ロ. 第二種優先株式

| 株主名        | 持株数   | 持株比率   |
|------------|-------|--------|
|            | 千株    | %      |
| 株式会社三井住友銀行 | 7,140 | 100.00 |

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において、当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

| 名称                     | 第1回株式報酬型<br>新株予約権                                                                  | 第2回株式報酬型<br>新株予約権                                                                  | 第3回株式報酬型<br>新株予約権                                                                  |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                  | 2014年6月27日                                                                         | 2015年6月26日                                                                         | 2016年6月29日                                                                         |
| 発行日                    | 2014年7月31日                                                                         | 2015年7月31日                                                                         | 2016年7月29日                                                                         |
| 新株予約権の数                | 1,980個                                                                             | 371個                                                                               | 1,759個                                                                             |
| 保有人数                   |                                                                                    |                                                                                    |                                                                                    |
| 当社取締役（監査等委員及び社外取締役を除く） | 2名                                                                                 | 2名                                                                                 | 2名                                                                                 |
| 社外取締役（監査等委員を除く）        | 1名                                                                                 | 1名                                                                                 | 1名                                                                                 |
| 監査等委員                  | 3名                                                                                 | 4名                                                                                 | 4名                                                                                 |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式<br>198,000株                                                                 | 当社普通株式<br>37,100株                                                                  | 当社普通株式<br>175,900株                                                                 |
| 新株予約権の発行価格             | 1株当たり126円                                                                          | 1株当たり94円                                                                           | 1株当たり57円                                                                           |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 | 1株当たり1円                                                                            | 1株当たり1円                                                                            | 1株当たり1円                                                                            |
| 新株予約権の行使期間             | 2014年8月1日～<br>2044年7月31日                                                           | 2015年8月1日～<br>2045年7月31日                                                           | 2016年8月1日～<br>2046年7月31日                                                           |
| 新株予約権の主な行使条件           | 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 | 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 | 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から、10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 |

| 名称                             | 第4回株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                  | 第5回株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                  | 第6回株式報酬型<br>新株予約権                                                                                                  |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 決議年月日                          | 2017年6月29日                                                                                                         | 2018年6月28日                                                                                                         | 2019年6月27日                                                                                                         |
| 発行日                            | 2017年7月31日                                                                                                         | 2018年7月31日                                                                                                         | 2019年7月31日                                                                                                         |
| 新株予約権の数                        | 1,706個                                                                                                             | 1,412個                                                                                                             | 2,683個                                                                                                             |
| 保有人数                           |                                                                                                                    |                                                                                                                    |                                                                                                                    |
| 当社取締役（監査<br>等委員及び社外取<br>締役を除く） | 2名                                                                                                                 | 3名                                                                                                                 | 3名                                                                                                                 |
| 社外取締役（監査<br>等委員を除く）            | 1名                                                                                                                 | 1名                                                                                                                 | 1名                                                                                                                 |
| 監査等委員                          | 4名                                                                                                                 | 4名                                                                                                                 | 4名                                                                                                                 |
| 新株予約権の目的で<br>ある株式の種類及び<br>数    | 当社普通株式<br>170,600株                                                                                                 | 当社普通株式<br>141,200株                                                                                                 | 当社普通株式<br>268,300株                                                                                                 |
| 新株予約権の発行<br>価格                 | 1株当たり75円                                                                                                           | 1株当たり108円                                                                                                          | 1株当たり94円                                                                                                           |
| 新株予約権の行使に際し<br>て出資される財産の価格     | 1株当たり1円                                                                                                            | 1株当たり1円                                                                                                            | 1株当たり1円                                                                                                            |
| 新株予約権の行使<br>期間                 | 2017年8月1日～<br>2047年7月31日                                                                                           | 2018年8月1日～<br>2048年7月31日                                                                                           | 2019年8月1日～<br>2049年7月31日                                                                                           |
| 新株予約権の主な<br>行使条件               | 新株予約権者は、当社<br>又は子会社の取締役<br>、執行役員及び監査<br>役のいずれの地位も<br>喪失した日の翌日か<br>ら、10日を経過する日<br>までの間に限り、新株<br>予約権を行使するこ<br>とができる。 | 新株予約権者は、当社<br>又は子会社の取締役<br>、執行役員及び監査<br>役のいずれの地位も<br>喪失した日の翌日か<br>ら、10日を経過する日<br>までの間に限り、新株<br>予約権を行使するこ<br>とができる。 | 新株予約権者は、当社<br>又は子会社の取締役<br>、執行役員及び監査<br>役のいずれの地位も<br>喪失した日の翌日か<br>ら、10日を経過する日<br>までの間に限り、新株<br>予約権を行使するこ<br>とができる。 |

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

|                        |                                                                                   |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 名称                     | 第6回株式報酬型新株予約権                                                                     |
| 決議年月日                  | 2019年6月27日                                                                        |
| 発行日                    | 2019年7月31日                                                                        |
| 新株予約権の数                | 1,491個                                                                            |
| 交付された者の人数              | 当社の執行役員 8名                                                                        |
| 新株予約権の目的である株式の種類及び数    | 当社普通株式 149,100株                                                                   |
| 新株予約権の発行価格             | 1株当たり94円                                                                          |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価格 | 1株当たり1円                                                                           |
| 新株予約権の行使期間             | 2019年8月1日～2049年7月31日                                                              |
| 新株予約権の主な行使条件           | 新株予約権者は、当社又は子会社の取締役、執行役員及び監査役のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。 |

③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役 の 状況 (2020年 3月31日現在)

| 会社における地位   | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                              |
|------------|---------|-----------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 長 崎 駒 樹 | 住石貿易株式会社<br>代表取締役会長兼執行役員社長<br>住石マテリアルズ株式会社<br>代表取締役執行役員社長 |
| 取締役専務執行役員  | 谷 口 信 一 |                                                           |
| 取締役執行役員    | 福 山 弘 記 | 総務部長                                                      |
| 取締役        | 佐久間 博   | 株式会社アクロディア社外取締役                                           |
| 取締役常勤監査等委員 | 茶 谷 瑛 一 |                                                           |
| 取締役常勤監査等委員 | 成 田 充   |                                                           |
| 取締役監査等委員   | 鎮 西 俊 一 | 弁護士                                                       |
| 取締役監査等委員   | 柿 本 省 三 | 公認会計士                                                     |

- (注) 1. 取締役佐久間博氏並びに取締役監査等委員茶谷瑛一氏、鎮西俊一氏及び柿本省三氏は、社外取締役であります。
2. 取締役監査等委員柿本省三氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、日常的な情報収集及び重要な社内会議への出席による情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、茶谷瑛一氏及び成田充氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役佐久間博氏、茶谷瑛一氏、鎮西俊一氏及び柿本省三氏を株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。

② 取締役の報酬等の総額

| 区 分                        | 員 数      | 報 酬 等 の 額  |
|----------------------------|----------|------------|
|                            | 名        | 百万円        |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 5<br>(2) | 67<br>(11) |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 4<br>(3) | 22<br>(16) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役)         | 3<br>(2) | 5<br>(3)   |
| 合 計<br>(うち社外取締役)           | 8<br>(4) | 96<br>(31) |

- (注) 1. 当社は、2019年6月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第1期定時株主総会において、賞与も含めて年額1億8千万円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会において、賞与を含めて年額2億円以内(うち社外取締役分3千万円以内)と決議いただいております。
3. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会において、賞与を含めて年額5千万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2009年6月26日開催の第1期定時株主総会において、賞与も含めて年額4千8百万円以内と決議いただいております。
5. 上記「取締役(監査等委員を除く)」の欄には、2019年6月27日開催の第11期定時株主総会終結の時をもって取締役を退任し、取締役(監査等委員)に就任した1名を含めております。当事業年度末の取締役(監査等委員を除く)の員数は4名、取締役(監査等委員)の員数は4名であります。
6. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は2千万円であり、支給員数は4名であります。
7. 上記の報酬等には、ストックオプションによる報酬額1千1百万円〔取締役(監査等委員を除く)5名に対し8百万円(うち社外取締役2名に対し1百万円)、取締役(監査等委員)4名に対し2百万円(うち社外取締役3名に対し2百万円)及び監査役3名に対し0百万円(うち社外監査役2名に対し0百万円)〕が含まれております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役佐久間博氏は、株式会社アクロディアの社外取締役を兼務しておりますが、当社と同社との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

| 区分             | 氏名      | 主な活動状況                                                                           |
|----------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役            | 佐久間 博   | 当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識に基づき、適宜発言を行っております。                        |
| 取締役<br>(監査等委員) | 鎮 西 俊 一 | 当期開催の取締役会13回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、弁護士としての専門的知識、経験に基づき、適宜発言を行っております。                |
| 取締役<br>(監査等委員) | 茶 谷 瑛 一 | 当期開催の取締役会13回、監査役会5回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、会社経営に関する高度な見識と豊富な経験に基づき、適宜発言を行っております。     |
| 取締役<br>(監査等委員) | 柿 本 省 三 | 当期開催の取締役会13回、監査役会5回及び監査等委員会10回のすべてに出席し、公認会計士及び税理士としての専門的な知識、経験に基づき、適宜発言を行っております。 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 R S M清和監査法人

② 報酬等の額

|                                         | R S M清和監査法人 |
|-----------------------------------------|-------------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額                  | 23百万円       |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき<br>金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23百万円       |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) 当社及び子会社の取締役は、取締役会による職務執行の適正な監督のため、定期的に又は必要に応じて職務執行の状況を取締役に報告する。
  - (2) 当社及び子会社の取締役は、法令及び定款に適合した適正な経営判断を行うため、常に十分な情報の収集に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役は、職務執行に係る情報について、法令、社内規程に従い、保存を行うとともに適正に管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) リスク管理に関する社内規程に従い、担当部署が所管業務に関する当社グループ全体のリスクへの対応を主導的に実施するとともに、組織横断的なリスクについては取締役会等で適宜審議し、適切に対応する。
  - (2) 当社グループ全体の経営上の重要なリスクについては、取締役会等において、リスクの顕在化の防止に努めるとともに、万一顕在化した場合には迅速かつ的確に対応することにより、経営に及ぼす影響を最小限に抑制するよう努める。
  - (3) リスク管理体制の有効性については、内部監査組織である監査室が定期的に又は必要に応じて当社グループ全体の監査を行う。
- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会は、原則として月1回又は必要に応じて随時開催する。また、取締役会付議事項を含む当社グループ全体の経営の重要事項については、当社及び子会社の取締役及び執行役員が出席する業績会議、その他の会議体において適宜報告・審議するなど、効率的な業務運営に努める。
  - (2) 当社及び子会社の取締役会の決定に基づく職務執行については、それぞれ代表取締役、業務担当取締役及び執行役員が適切かつ迅速に執行する。

- ⑤ 当社及び子会社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1) 当社及び子会社の取締役は、社内規程において、職務執行に当たり遵守すべき法令等を明確化するとともに、教育研修等により当該規程に基づく職務執行の徹底を図る。
  - (2) 監査室は、当社グループ全体の法令及び定款遵守の状況、その他従業員の職務執行の状況について、定期的に又は必要に応じて監査するとともに、その結果を取締役会等に報告し、所要の改善を図る。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1) 取締役は、当社グループとして目指すべき共通の方向性及び目標等を示し、その達成に向け、当社グループを挙げて取り組む。
  - (2) 取締役は、当社グループ会社取締役との意見交換を定期的に開催し、当社グループにおける経営課題の共有と解決に努める。
- ⑦ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1) 必要に応じて監査等委員会の業務補助のためスタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員会の同意を得るものとする。監査等委員会の業務補助を命ぜられたスタッフは、専ら監査等委員会の指揮命令に従うものとする。
  - (2) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員は、経営上の重要なリスク等を発見したときは、監査等委員会に報告する。また、監査等委員会の求める事項について、いつでも、必要な報告を行うものとする。
  - (3) 当社及び子会社の取締役、執行役員及び従業員が、前項に係る報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。
  - (4) 監査等委員が職務の遂行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
  - (5) 取締役会は、会計監査人及び監査室が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会監査の実効性を確保する体制を整備する。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 当期においては取締役会は13回開催され、取締役会規則及び職務権限規程に基づき経営に関する重要事項（予算、資本政策、重要人事など）について議論及び決議を行いました。社外取締役は取締役会において豊富な経営経験と専門的な知識から意見を述べ、取締役の職務の適正性及び効率性を高めております。
- ② 財務報告の信頼性確保のために、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制（全社的な内部統制の評価、決算財務プロセス、業務プロセス統制及びIT全般統制）の自己評価及び監査室評価を行い、取締役会に報告いたしました。
- ③ 当期においては監査役会は5回、監査等委員会は10回開催され、監査方針・監査計画を協議決定し、監査等委員は、取締役会等の重要な社内会議に出席し、社内の重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにしたほか、当社グループの取締役及び使用人等は、監査等委員の指示・要請に従い、必要な資料の提供、面談等に応じ、監査の実効性確保に努めました。また、監査室は監査等委員会と定期的に内部統制システムの整備・運用状況等に関する意見交換を行い、緊密な連携を行いました。

## (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当については、株主の皆様に対する安定的な配当の継続を経営の最重要政策と位置づけており、収益状況に対応した配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化並びに将来の事業展開に備えるため内部留保の充実などを勘案して配当額を決定する方針を採っております。

（本事業報告における記載金額は各単位未満を切り捨て、比率は各単位未満を四捨五入して表示しております。）

.....

## 事業報告作成後に生じた会社の状況に関する重要な事実

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、当期の期末配当について次のとおり実施することを決議いたしました。

当期の期末配当について

- (1) 配当財産の種類 金銭とする。
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項
  - ① 当社第二種優先株式1株につき金2円  
総額14,280,000円
  - ② 当社普通株式1株につき金3円  
総額158,576,967円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日 2020年6月5日

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

| 科 目                | 金 額           | 科 目                    | 金 額           |
|--------------------|---------------|------------------------|---------------|
| (資 産 の 部)          | 百万円           | (負 債 の 部)              | 百万円           |
| <b>I. 流 動 資 産</b>  | <b>7,712</b>  | <b>I. 流 動 負 債</b>      | <b>884</b>    |
| 現金及び預金             | 3,526         | 支払手形及び買掛金              | 383           |
| 受取手形及び売掛金          | 1,843         | 短期借入金                  | 140           |
| 商品及び製品             | 1,882         | リース債務                  | 48            |
| 仕掛品                | 88            | 未払金                    | 7             |
| 原材料及び貯蔵品           | 17            | 未払法人税等                 | 16            |
| その他                | 354           | 未払費用                   | 84            |
| <b>II. 固 定 資 産</b> | <b>8,909</b>  | 賞与引当金                  | 36            |
| <b>有形固定資産</b>      | <b>6,693</b>  | 役員賞与引当金                | 27            |
| 建物及び構築物            | 628           | 債務保証損失引当金              | 1             |
| 機械装置及び運搬具          | 130           | その他                    | 138           |
| 土地                 | 5,739         | <b>II. 固 定 負 債</b>     | <b>740</b>    |
| リース資産              | 189           | リース債務                  | 156           |
| その他                | 5             | 繰延税金負債                 | 11            |
| <b>無形固定資産</b>      | <b>4</b>      | 再評価に係る繰延税金負債           | 285           |
| その他                | 4             | 退職給付に係る負債              | 143           |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>2,212</b>  | 長期預り金                  | 95            |
| 投資有価証券             | 2,078         | 資産除去債務                 | 25            |
| 繰延税金資産             | 6             | その他                    | 22            |
| その他                | 128           | <b>負債合計</b>            | <b>1,625</b>  |
| 貸倒引当金              | △1            | (純資産の部)                |               |
| <b>資産合計</b>        | <b>16,622</b> | <b>I. 株 主 資 本</b>      | <b>15,064</b> |
|                    |               | 資本金                    | 2,501         |
|                    |               | 資本剰余金                  | 966           |
|                    |               | 利益剰余金                  | 12,347        |
|                    |               | 自己株式                   | △751          |
|                    |               | <b>II. その他の包括利益累計額</b> | <b>△204</b>   |
|                    |               | その他有価証券評価差額金           | 56            |
|                    |               | 土地再評価差額金               | △260          |
|                    |               | <b>III. 新株予約権</b>      | <b>137</b>    |
|                    |               | <b>純資産合計</b>           | <b>14,996</b> |
|                    |               | <b>負債純資産合計</b>         | <b>16,622</b> |

# 連 結 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

| 科 目             | 金 額   | 金 額    |
|-----------------|-------|--------|
|                 | 百万円   | 百万円    |
| I 売上高           |       | 15,390 |
| II 売上原価         |       | 13,954 |
| III 売上総利益       |       | 1,435  |
| III 販売費及び一般管理費  |       | 1,413  |
| IV 営業外収益        |       | 21     |
| IV 営業外収益        |       |        |
| 受取利息            | 0     |        |
| 受取配当金           | 1,296 |        |
| 固定資産賃貸料         | 57    |        |
| その他             | 14    | 1,368  |
| V 営業外費用         |       |        |
| V 営業外費用         |       |        |
| 支払利息            | 0     |        |
| 持分法による投資損失      | 42    |        |
| 租税公課            | 16    |        |
| 業務委託料           | 35    |        |
| その他             | 33    | 127    |
| VI 経常利益         |       | 1,262  |
| VII 特別利益        |       |        |
| VII 特別利益        |       |        |
| 固定資産売却益         | 4     | 4      |
| VII 特別損失        |       |        |
| VII 特別損失        |       |        |
| 固定資産除売却損失       | 10    |        |
| 減損損失            | 16    |        |
| 和解金             | 47    |        |
| その他             | 7     | 82     |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 1,184  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 129   |        |
| 法人税等調整額         | 32    | 162    |
| 当期純利益           |       | 1,021  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 1,021  |

## 連結株主資本等変動計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

|                                  | 株 主 資 本              |                |                       |              |              |
|----------------------------------|----------------------|----------------|-----------------------|--------------|--------------|
|                                  | 資 本 金                | 資本剰余金          | 利益剰余金                 | 自己株式         | 株主資本<br>合 計  |
| 当連結会計年度期首残高                      | 2,501                | 966            | 11,538                | △576         | 14,430       |
| 当連結会計年度変動額                       |                      |                |                       |              |              |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              |                      |                | 1,021                 |              | 1,021        |
| 剰余金の配当                           |                      |                | △177                  |              | △177         |
| 自己株式の取得                          |                      |                |                       | △175         | △175         |
| 土地再評価差額金の取崩                      |                      |                | △35                   |              | △35          |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) |                      |                |                       |              |              |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | -                    | -              | 809                   | △175         | 633          |
| 当連結会計年度末残高                       | 2,501                | 966            | 12,347                | △751         | 15,064       |
|                                  | その他の包括利益累計額          |                |                       | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|                                  | その他有価<br>証券評価差<br>額金 | 土地再評価<br>差 額 金 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |              |              |
| 当連結会計年度期首残高                      | 261                  | △296           | △34                   | 101          | 14,497       |
| 当連結会計年度変動額                       |                      |                |                       |              |              |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益              |                      |                |                       |              | 1,021        |
| 剰余金の配当                           |                      |                |                       |              | △177         |
| 自己株式の取得                          |                      |                |                       |              | △175         |
| 土地再評価差額金の取崩                      |                      |                |                       |              | △35          |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額<br>(純額) | △205                 | 35             | △170                  | 35           | △134         |
| 当連結会計年度<br>変動額合計                 | △205                 | 35             | △170                  | 35           | 499          |
| 当連結会計年度末残高                       | 56                   | △260           | △204                  | 137          | 14,996       |

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

| 科 目                | 金 額          | 科 目                | 金 額          |
|--------------------|--------------|--------------------|--------------|
| (資 産 の 部)          | 百万円          | (負 債 の 部)          | 百万円          |
| <b>I. 流 動 資 産</b>  | <b>4,294</b> | <b>I. 流 動 負 債</b>  | <b>143</b>   |
| 現金及び預金             | 238          | 未払金                | 72           |
| 前払費用               | 7            | 未払費用               | 15           |
| 関係会社短期貸付金          | 3,371        | 未払消費税等             | 1            |
| 未収入金               | 669          | 未払法人税等             | 1            |
| その他                | 8            | 預り金                | 4            |
| <b>II. 固 定 資 産</b> | <b>4,451</b> | 賞与引当金              | 18           |
| 有形固定資産             | 2            | 役員賞与引当金            | 27           |
| 建物                 | 0            | <b>II. 固 定 負 債</b> | <b>14</b>    |
| 工具器具備品             | 2            | 退職給付引当金            | 14           |
| 無形固定資産             | 3            | <b>負債合計</b>        | <b>157</b>   |
| ソフトウェア             | 3            | (純資産の部)            |              |
| 投資その他の資産           | 4,445        | <b>I. 株 主 資 本</b>  | <b>8,451</b> |
| 関係会社株式             | 3,169        | 資本金                | 2,501        |
| 関係会社長期貸付金          | 821          | 資本剰余金              | 1,255        |
| 関係会社長期未収入金         | 405          | 資本準備金              | 301          |
| 長期前払費用             | 2            | その他資本剰余金           | 954          |
| その他                | 47           | <b>利益剰余金</b>       | <b>5,432</b> |
| <b>資産合計</b>        | <b>8,746</b> | 利益準備金              | 76           |
|                    |              | その他利益剰余金           | 5,356        |
|                    |              | 繰越利益剰余金            | 5,356        |
|                    |              | <b>自己株式</b>        | <b>△738</b>  |
|                    |              | <b>II. 新株予約権</b>   | <b>137</b>   |
|                    |              | 純資産合計              | 8,588        |
|                    |              | <b>負債純資産合計</b>     | <b>8,746</b> |



# 損 益 計 算 書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

| 科 目                    | 金     | 額     |
|------------------------|-------|-------|
|                        | 百万円   | 百万円   |
| I 売 上 高                |       | 220   |
| 売 上 総 利 益              |       | 220   |
| II 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 |       | 458   |
| 営 業 損 失                |       | 238   |
| III 営 業 外 収 益          |       |       |
| 受 取 利 息                | 23    |       |
| 受 取 配 当 金              | 1,540 |       |
| そ の 他                  | 1     | 1,564 |
| IV 営 業 外 費 用           |       |       |
| 支 払 利 息                | 2     |       |
| 自 己 株 式 取 得 費 用        | 2     |       |
| 事 務 所 移 転 費 用          | 5     |       |
| そ の 他                  | 1     | 11    |
| 経 常 利 益                |       | 1,315 |
| V 特 別 損 失              |       |       |
| 固 定 資 産 除 売 却          | 0     | 0     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益        |       | 1,315 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税  | △20   |       |
| 法 人 税 等 調 整 額          | 3     | △17   |
| 当 期 純 利 益              |       | 1,332 |

## 株主資本等変動計算書

（ 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで ）

（単位：百万円）

|                         | 株 主 資 本 |                |                    |                  |           |                              |                  |
|-------------------------|---------|----------------|--------------------|------------------|-----------|------------------------------|------------------|
|                         | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金      |                    |                  | 利 益 剰 余 金 |                              |                  |
|                         |         | 資 本 金<br>準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金<br>合 計 | 利 益 準 備 金 | そ の 他 剰 余 金<br>繰 越 利 益 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
| 当 期 首 残 高               | 2,501   | 301            | 954                | 1,255            | 58        | 4,218                        | 4,277            |
| 当 期 変 動 額               |         |                |                    |                  |           |                              |                  |
| 当 期 純 利 益               |         |                |                    |                  |           | 1,332                        | 1,332            |
| 剰 余 金 の 配 当             |         |                |                    |                  |           | △177                         | △177             |
| 利 益 準 備 金 の 積 立         |         |                |                    |                  | 17        | △17                          | -                |
| 自 己 株 式 の 取 得           |         |                |                    |                  |           |                              |                  |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |                |                    |                  |           |                              |                  |
| 当 期 変 動 額 合 計           | -       | -              | -                  | -                | 17        | 1,137                        | 1,155            |
| 当 期 末 残 高               | 2,501   | 301            | 954                | 1,255            | 76        | 5,356                        | 5,432            |

|                         | 株 主 資 本 |                | 新 株<br>予 約 権 | 純 資 産<br>合 計 |
|-------------------------|---------|----------------|--------------|--------------|
|                         | 自 己 株 式 | 株 主 資 本<br>合 計 |              |              |
| 当 期 首 残 高               | △562    | 7,471          | 101          | 7,573        |
| 当 期 変 動 額               |         |                |              |              |
| 当 期 純 利 益               |         | 1,332          |              | 1,332        |
| 剰 余 金 の 配 当             |         | △177           |              | △177         |
| 利 益 準 備 金 の 積 立         |         | -              |              | -            |
| 自 己 株 式 の 取 得           | △175    | △175           |              | △175         |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |         |                | 35           | 35           |
| 当 期 変 動 額 合 計           | △175    | 979            | 35           | 1,015        |
| 当 期 末 残 高               | △738    | 8,451          | 137          | 8,588        |

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

住石ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

### R S M清和監査法人

#### 東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 戸 谷 英 之 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 笥 悦 生 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、住石ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、住石ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

住石ホールディングス株式会社  
取締役会 御中

R S M清和監査法人  
東京事務所

指定社員 公認会計士 戸 谷 英 之 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 筧 悦 生 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住石ホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の監査室その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

住石ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 茶 谷 瑛 一 ㊟

常勤監査等委員 成 田 充 ㊟

監査等委員 鎮 西 俊 一 ㊟

監査等委員 柿 本 省 三 ㊟

(注) 常勤監査等委員茶谷瑛一、監査等委員鎮西俊一及び柿本省三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため、1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

（※新任候補者）

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する<br>当社株式数  |
|-----------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | なが さき こま き<br>長 崎 駒 樹<br>(1947年10月10日生) | 1970年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行<br>1998年10月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社)入社、本社支配人<br>2001年6月 同社取締役、常務執行役員<br>2008年10月 当社代表取締役、執行役員副社長<br>2008年12月 当社代表取締役社長(現任)<br>2009年10月 住石マテリアルズ株式会社代表取締役執行役員社長(現任)<br>2010年10月 住石貿易株式会社代表取締役執行役員社長<br>2018年6月 住石貿易株式会社代表取締役会長<br>2020年1月 住石貿易株式会社代表取締役会長兼執行役員社長(現任)<br>重要な兼職の状況<br>住石貿易株式会社<br>代表取締役会長兼執行役員社長<br>住石マテリアルズ株式会社<br>代表取締役執行役員社長 | 普通株式<br>1,000株 |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|-----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 2         | ※<br>たき た いずる<br>滝 田 出<br>(1959年2月21日生) | 1981年4月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社) 入社<br>2001年4月 同社社長室長<br>2004年6月 同社執行役員企画部長<br>2010年6月 株式会社ハイマックス理事管理本部副本部長<br>2019年6月 当社執行役員財務部長(現任)                | 0株            |
| 3         | ふく やま ひろ き<br>福 山 弘 記<br>(1958年12月18日生) | 1990年2月 住友石炭鉱業株式会社(現住石マテリアルズ株式会社) 入社<br>2009年10月 当社総務部長兼住石マテリアルズ株式会社執行役員総務部長<br>2011年4月 当社執行役員法務部長<br>2015年4月 当社執行役員総務部長<br>2018年6月 当社取締役執行役員総務部長(現任) | 0株            |
| 4         | さ く ま ひろし<br>佐 久 間 博<br>(1945年4月29日生)   | 1968年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行<br>1991年10月 同行青山支店長<br>1994年6月 同行取締役銀座支店長<br>1998年6月 同行常任監査役<br>2009年6月 当社社外取締役(現任)<br>2017年9月 株式会社アクロディア社外取締役(現任)   | 0株            |

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生 年 月 日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式数 |
|-----------|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 5         | ちん ぜい とし かず<br>鎮 西 俊 一<br>(1946年11月14日生) | 1983年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所<br>1997年9月 仙谷・石田法律事務所入所<br>2006年6月 日比谷総合設備株式会社社外取締役<br>2009年6月 当社社外監査役<br>2011年6月 当社社外取締役<br>2011年7月 鎮西法律事務所開設（現任）<br>2019年6月 当社社外取締役監査等委員（現任） | 0株            |

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 佐久間博氏及び鎮西俊一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができる判断する理由
- (1) 佐久間博氏は、経営全般にわたる豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役に適任であると判断し、選任をお願いするものであります。
- (2) 鎮西俊一氏は、弁護士として独立した立場から、当社の経営に対して、その豊富な専門知識、経験等を反映していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 佐久間博氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって11年となります。また、鎮西俊一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
5. 佐久間博氏は、2010年10月から子会社住石マテリアルズ株式会社の非業務執行取締役を、また、2015年1月から子会社住石貿易株式会社の非業務執行取締役を兼任しております。
6. 鎮西俊一氏は、2009年6月から2011年6月まで子会社住石マテリアルズ株式会社の社外監査役でありました。また、2015年1月から子会社住石貿易株式会社の非業務執行取締役を兼任しております。
7. 佐久間博及び鎮西俊一の両氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。
8. 鎮西俊一氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社の社外取締役監査等委員を退任する予定であります。

## 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                             | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社株式数 |
|------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| ちん ぜい とし かず<br>鎮 西 俊 一<br>(1946年11月14日生) | 1983年4月 弁護士登録、紀尾井町法律事務所入所<br>1997年9月 仙谷・石田法律事務所入所<br>2006年6月 日比谷総合設備株式会社社外取締役<br>2009年6月 当社社外監査役<br>2011年6月 当社社外取締役<br>2011年7月 鎮西法律事務所開設（現任）<br>2019年6月 当社社外取締役監査等委員（現任） | 0株            |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 鎮西俊一氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 補欠の社外取締役候補者とした理由、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断する理由  
鎮西俊一氏は、弁護士として高度な専門知識と豊富な経験を有していることから、補欠の監査等委員である社外取締役に適任であると考え、選任をお願いするものであります。
4. 鎮西俊一氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件を充たしております。
5. 鎮西俊一氏は、現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって9年となります。
6. 鎮西俊一氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社の社外取締役監査等委員を退任する予定であります。

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

2019年6月27日開催の当社第11期定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は賞与を含めて年額200百万円以内（うち社外取締役分30百万円以内）、監査等委員である取締役の報酬額は賞与を含めて年額50百万円以内としてご承認をいただきました。また、同定時株主総会において、上記報酬限度額の範囲内で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役に対してストックオプションとしての新株予約権を割り当てることについてご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役（以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し企業価値向上に対する経営責任を明確にするため、対象取締役に對し、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたく存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、それぞれの上記報酬限度額の範囲内で、対象取締役に對して譲渡制限付株式に関する報酬等として金銭報酬債権を支給いたしたく存じます。

また、本議案のご承認を得られることを条件として、上記ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額の定めを廃止し、当該報酬等の額の定めに基づくストックオプションとしての新株予約権の割当ては今後新たに行わないものとします。さらに、対象取締役に当該報酬等の額の定めに基づき割り当てられたストックオプションとしての新株予約権のうち、未行使のものにつきましては、本議案のご承認を得られることを条件として、対象取締役はその全部を放棄することといたします。

このため、当社第12期事業年度（2020年4月1日～2021年3月31日。以下「本事業年度」といいます。）においては、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置として、上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額に基づく譲渡制限付株式の割当てとは別に、対象取締役に對し、対象取締役が上記のとおり放棄するストックオプションとしての新株予約権の目的である当社普通株式の数（当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）616,400株、監査等委員である取締役238,200株）と同数の譲渡制限付株式を割り当てることといたしたく存じます。つきましては、2019年6月27日開催の当社第11期定時株主総会においてご承認いただいた当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の報酬等の額並びに上記の譲渡制限付株式に関する報酬等の額とは別枠にて、対象取締役に對するかかる割当てを行うための報酬等として支給する金銭報酬債権の金額を、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に對して年額100百万円以内、監査等委員である取締役に對して年額40百万円以内として設定いたしましたく存じます。なお、かかる割当ては、過年度において対象取締役に對して割り当てられたストックオプションとしての新株予約権の放棄を伴うものであり、新たな

報酬を付加するものではございません。

なお、譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）であり、第1号議案のご承認が得られた場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）となります。

## 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の報酬限度額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で払い込むことにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

### 2. 譲渡制限付株式の総数

各事業年度にかかる定時株主総会の日から1年以内の日に割り当てる譲渡制限付株式の総数は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対しては300,000株を上限とし、監査等委員である取締役に対しては120,000株を上限とする。ただし、本事業年度においては、現行のストックオプションとしての新株予約権に代えて譲渡制限付株式を割り当てることに係る移行措置として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して616,400株、監査等委員である取締役に対して238,200株を上限として、対象取締役に對し割り当てる譲渡制限付株式の総数を別途設定する。

また、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

#### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の割当日から当社及び当社子会社の取締役、監査役又は執行役員若しくは使用人のいずれの地位からも退任又は退職する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

#### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日まで（以下、「役務提供期間」という。）に当社取締役の地位から退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

#### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、役務提供期間中継続して、当社取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社取締役の地位から退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

当社は本株主総会の終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し割り当てる予定です。

以上

# 株主総会会場ご案内略図

当社本社 3階  
東京都港区新橋六丁目16番12号 京阪神御成門ビル



会場最寄駅

J R : 新橋駅

鳥森口 徒歩11分

地下鉄 : 都営三田線御成門駅

A 4 出口 〃 2分